熊本県指令畜第　　号

代表者住所

代表者氏名

(法人等の場合は法人等の所在地、名称、代表者の役職及び氏名)

令和　年（２０　　年）　月　日付けで許可申請のありました豚熱ワクチン使用については、家畜伝染病予防法第５０条及び家畜伝染病予防法施行規則第５７条第２号の規定により、次の条件を付して許可します。

　　令和　年（２０　　年）　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　熊本県知事

１　診療施設の所在地及び名称

２　条件

豚熱ワクチンを使用できる者は、熊本県豚熱ワクチン接種に係る知事認定獣医師の認定要領（令和５年（２０２３年）９月８日制定)の知事認定獣医師名簿に登録された知事認定獣医師に限る。

なお、次の各号のいずれかに該当する場合には、この許可を取り消すことがある。

（１）第３条第２項の要件を満たさなくなったとき

（２）その他、県が豚熱ワクチンの使用許可の取消しを必要と認めたとき